

各種リサイクル法の権限移譲について

平成27年10月1日
関西広域連合
兵庫県
鳥取県

廃棄物処理法と各リサイクル関連法の体系

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

循環型社会形成推進基本計画: 国の他の計画の基本

○基本原則 ○国・地方公共団体、事業者、国民の責務、○国の施策を規定

廃棄物処理法

- ・廃棄物の発生抑制、適正処理
- ・廃棄物処理業者に対する規制 等

資源有効利用促進法

- ・再生資源のリサイクル
- ・製造工程における省資源化 等

個別物品の特性に応じた規制

容器包装 リサイクル法

- ・市町村による分別収集
- ・容器の製造、容器包装の利用業者等による再商品化
【対象】
ガラス製容器、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

家電リサイクル法

- ・廃家電を小売業者が引き取り
- ・製造業者等による再商品化
【対象】
冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

小型家電 リサイクル法

- ・市町村が回収ボックスやピックアップ等により回収
- ・認定事業者が再資源化
【対象】
携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等

食品リサイクル法

- ・食品の製造、加工、販売業者が食品廃棄物等を再生利用等
【対象】
流通・消費段階で生じる食品残さ、製造段階で生じる動植物性残さ

自動車 リサイクル法

- ・関係業者が使用済み自動車の引き取り、フロン回収、解体、破砕
- ・製造業者等がエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊
【対象】
自動車

建築リサイクル法

- ・工事の受注者が建築物の分別解体、建設廃材等の再資源化等
【対象】
木材、アスファルト、コンクリート

各種リサイクル法に係る指導、助言、報告徴収、立入検査、勧告、命令に関する権限移譲の提案の概要

昨年度の提案募集において、関西広域連合、兵庫県、鳥取県から、

- ・ 資源有効利用促進法
- ・ 容器包装リサイクル法
- ・ 家電リサイクル法
- ・ 小型家電リサイクル法
- ・ 食品リサイクル法
- ・ 自動車リサイクル法

に基づく、報告・立入検査・指導・助言および勧告命令に係る事務権限を、必要となる人材と財源を併せて、移譲することを提案。

※個別の自治体への手挙げ方式による権限移譲になると、

- ・ 希望しない自治体が想定されることから、事業者の所在地によっては権限が国と都道府県に分かれることになり、混乱を生じる可能性がある
- ・ 関西では関西広域連合が広域行政を担っている
- ・ 関西広域連合の管轄区域と地方環境事務所、経済産業局等の管轄がほぼ同じ

ことから、関西広域連合に人材及び財源を併せて権限移譲することを求める。

なお、関西広域連合に権限が移譲された場合は、構成府県の廃棄物行政担当者との連携により迅速かつきめ細やかな対応等が可能となる。

【移譲を求めている権限】

	国の役割	都道府県の役割	市町村の役割	事業者等の役割
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 施設基準の設定 処理基準の設定 等 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理計画の策定 処理事業者の許可 排出事業者等への立入検査、報告徴収 等 	<ul style="list-style-type: none"> 一廃処理計画の策定 処理事業者の許可、立入検査、報告徴収 等 	<ul style="list-style-type: none"> 処理基準、保管基準の遵守 実施状況報告作成 等
資源有効利用促進法	<ul style="list-style-type: none"> 業種及び製品の指定 (10業種、69品目) 指導・助言、立入検査、勧告命令 等 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進 再生品の利用 等
容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 指定法人の指定 再商品化の認定 指導助言、勧告命令 報告、立入検査 等 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県分別促進計画の策定 市町村への技術的援助 等 	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集 リサイクル事業者への容器包装の引き渡し 等 	<ul style="list-style-type: none"> 自らまたは指定法人、リサイクル事業者に委託しリサイクル 等
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 対象機器の指定 再商品化等の認定 事業者に対する報告徴収、立入検査、勧告、命令 等 	—	<ul style="list-style-type: none"> 義務外品の引取、回収、再資源化事業者への引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが小売りした対象機器の引取義務 自らが製造等した機器の引取、再商品化義務
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化計画の認定 認定事業者等に対する報告徴収、立入検査 等 	—	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集 認定事業者への引渡 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化の実施
食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 再生利用計画の認定 指導助言、勧告命令 報告、立入検査 等 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 委託による再生利用 食品関連事業者と肥飼料などの
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 解体自動車の再資源化の実施委託に係る認定 自動車製造業者への立入検査等 	<ul style="list-style-type: none"> フロン回収業者・引取業者の登録 解体業者、破砕業者の許可 報告及び立入検査 等 	—	<ul style="list-style-type: none"> 自らまたは委託によりリサイクルを実施

各種リサイクル法に係る指導、助言、報告徴収、立入検査、勧告、命令に関する権限移譲を提案した主な理由

1 事業者に対する統一的、効果的な指導ができない

これまで地方は廃棄物処理法をはじめ、多くの環境法令において、全国統一的な観点を考慮しつつも、事業者等への報告徴収や立入検査、指導及び命令などの是正措置を適正かつ円滑に実施してきた。

その一方で、各種リサイクル法においては、廃棄物の減量化や3Rを推進している地方に立入検査や報告徴収等の権限がないため、統一的、効果的な指導ができない状況にある。

2 各種リサイクル法に係る情報が共有されていない

リサイクル法に関して、リサイクル施設の認定状況、指導状況等、各省庁がどのような業務を行っているかが、都道府県には全く知らされていない。そのため、指導や相談に対応できない。

3 地方分権の観点

事業者の利便性や事業執行における機動性の確保の観点から、現場に近い都道府県が自らの権限、工夫によって事務を実施することで、より質の高いサービスが可能となる。

①全国統一的な観点から権限を移譲することは困難

【意見】

- ・ 廃棄物処理法においても、国が示した事務処理基準等を踏まえ全国統一的な観点を考慮しつつ指導等を実施しており、国による統一性確保のための基準の設定及び技術的支援等があれば地方でも対応できると考える。

②複数の工程を一連の計画として認定しており、複数の都道府県に跨がるため、都道府県ごとの立入検査では確認等が困難

【意見】

- ・ 産廃でも広域移動を想定して処理が行われているところであり、各地域ブロック毎に隣接都道府県等で連携して事務を行っている。
なお、関西では、関西における広域行政を担う関西広域連合において環境保全分野に取り組んでおり、対応は可能。

③各都道府県が実施することに伴い、関係自治体や国との間の調整・照会等が必要となるなど行政コストの増大

【意見】

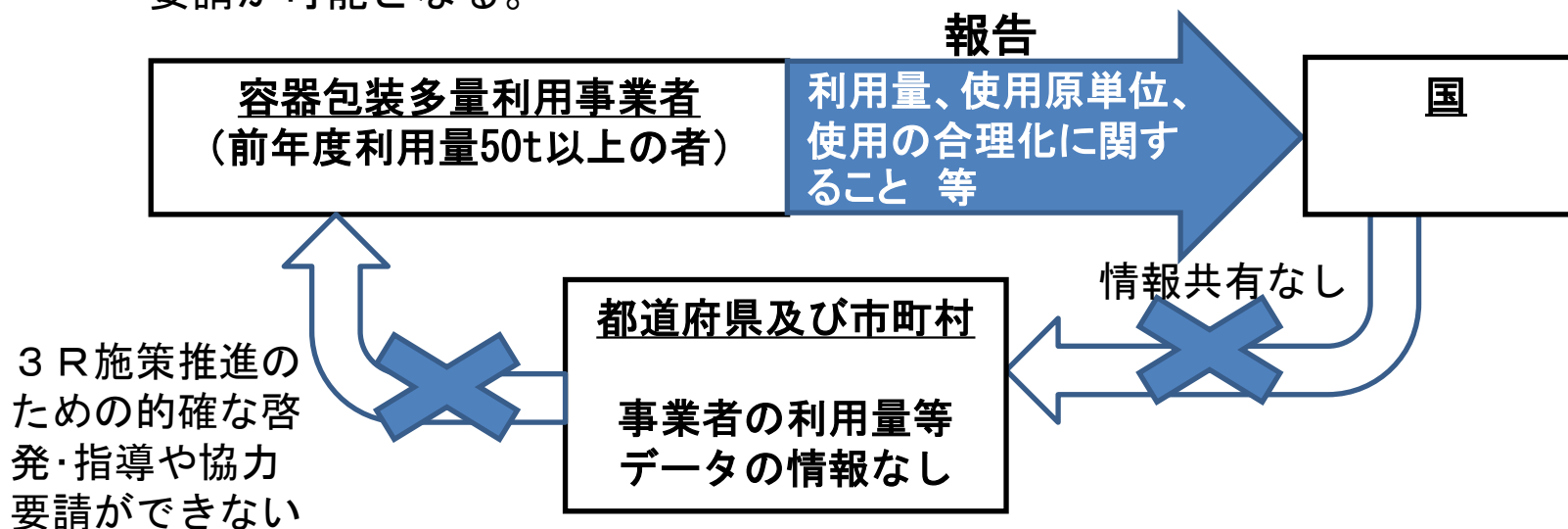
- ・ 現状どのくらいのコストがかかっているのか明示されていないので比較できない。国においても関係省庁や地方機関と本庁との調整が必要であると考えており、行政コストは変わらないのではないか。

【各種リサイクル法にかかる問題点】

(容器包装リサイクル法の例)

- (1) 容器包装多量利用事業者（前年度用いた容器包装の量が50t以上の者）は、国に利用量等を報告しているが、個別の事業者の利用量等は公表されていない。
- (2) 指定法人の委託を受けて再商品化する場合などは、業の許可が不要となるため、都道府県及び市町村にとっては、どの事業所でどのように再商品化されているのか把握できない。

権限が移譲されれば、こうした情報を把握することで、都道府県及び市町村が行う3R施策の更なる推進に向け、実態を踏まえた的確な啓発・指導や協力要請が可能となる。



【容器包装利用・製造等実態調査】

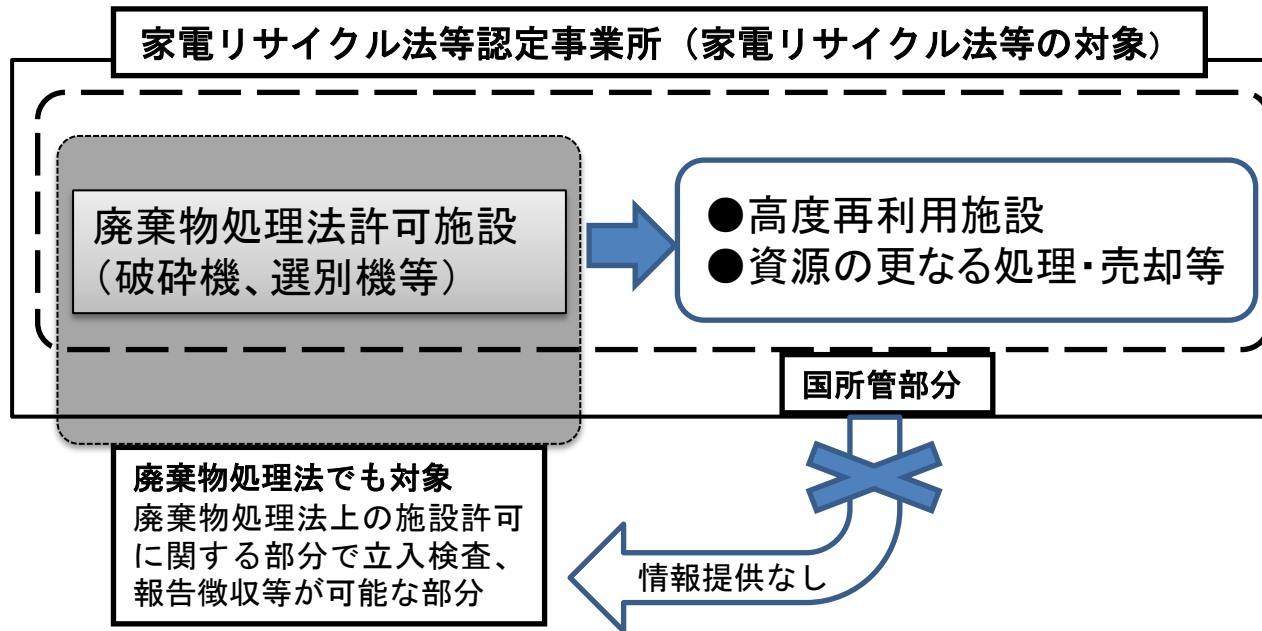
- ・容器包装の利用量
- ・容器包装を用いた製品の販売額、流通経路
- ・容器の出荷先、出荷量、販売額 など

結果は公表されるものの
個々の事業者のデータは公表されない

【各種リサイクル法にかかる問題点】

(家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の例)

- (1) 家電リサイクル法等の認定施設及び廃棄物処理法の許可施設を設置している事業場に立入検査を行った際、新たに設置された施設を確認したとしても、事業者からリサイクル法の認定に基づく認定を受けた施設だと説明されると指導ができない。
- (2) また、どの時点で再商品化されているかを含め、国が認定した事業の範囲が不明なため、家電リサイクル法等の施設と廃棄物処理法の施設の関連性が確認できず、事業者から廃棄物処理法の施設に係る相談等があった場合にも適切に対応することができない。



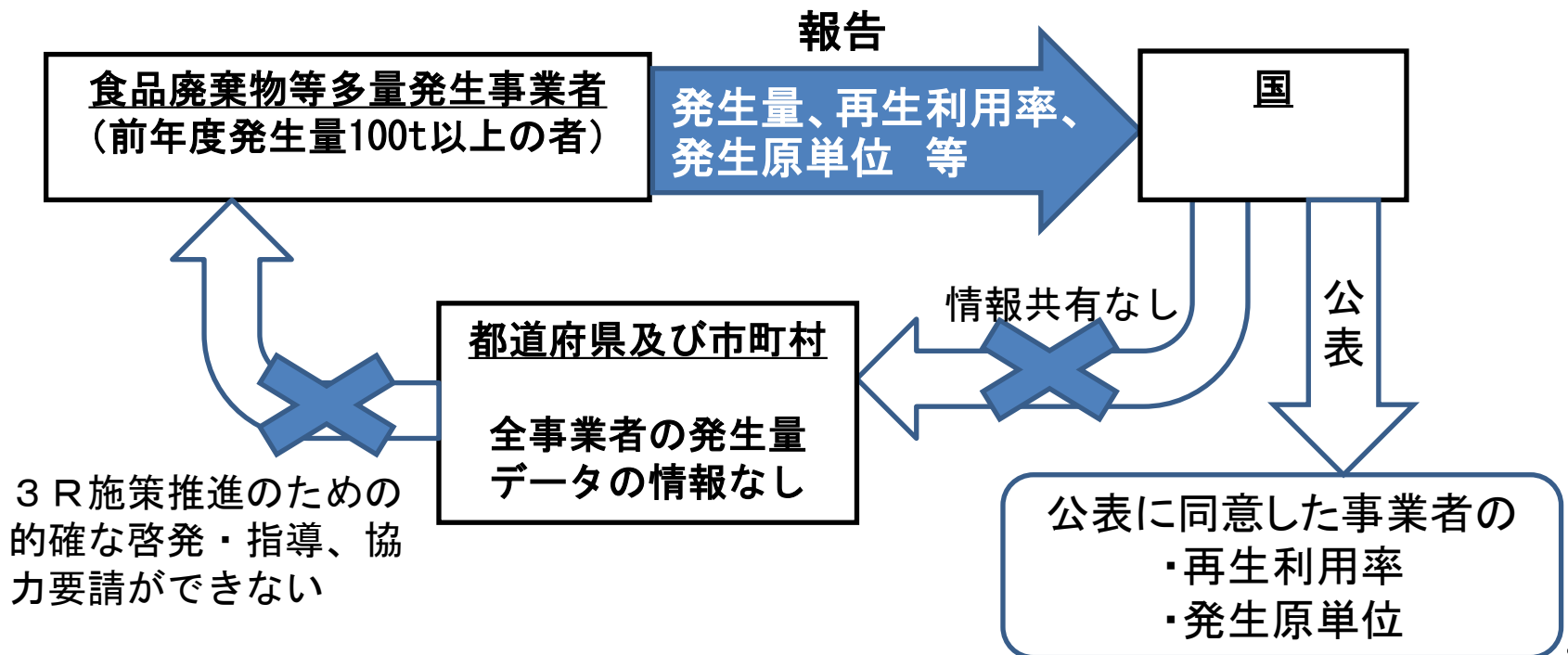
- (3) 不適切な不用品回収行為の防止対策を地方独自に行おうとしても、引取義務に係る家電小売店への調査権限は国にあるため、家電小売店から不用品回収業者への不正な横流し防止を含めた総合対策を講じようにも権限上対応に限界がある。

【各種リサイクル法にかかる問題点】

(食品リサイクル法の例)

- (1) 食品廃棄物等多量発生事業者（前年度発生量100t以上の者）は、国に発生量等を報告しているが、公表されているのは、同意があった事業者の発生原単位、再生利用率のみであり、全ての事業者の発生量が公表されていない。
- (2) なお、廃棄物処理法では、すべての一般廃棄物多量排出事業者を把握することが困難であるため、都道府県及び市町村が食品廃棄物の発生量を把握できない。

権限が移譲されれば、こうした情報を把握することで、都道府県及び市町村が行う3R施策の更なる推進に向け、実態を踏まえた的確な啓発・指導や協力要請が可能となる。



(参考) 関西広域連合の概要

(1) 設立趣旨と実施事務

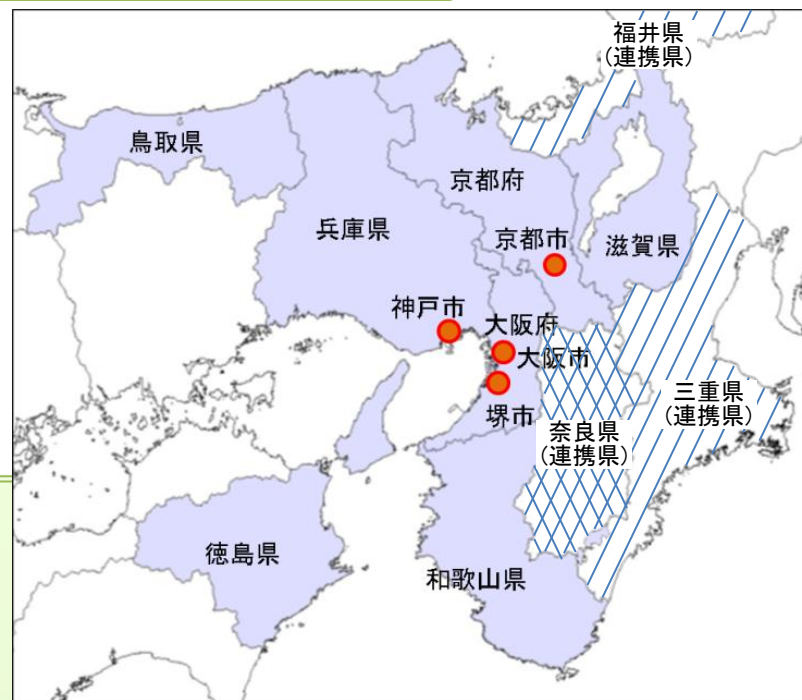
○ 設立趣旨

- ① 分権型社会の実現
- ② 関西全体の広域行政を担う責任主体
- ③ 国の事務・権限の受け皿づくり

- ・2府5県により平成22年12月に設立
- ・今年度、奈良も加入し、関西全ての府県が参加

○ 実施事務

- ・広域で処理することにより、住民生活や行政効果の向上又は効率的な執行が期待できる事務等を実施
- ・部分加入も可能(鳥取県は観光文化、産業、医療に参画)



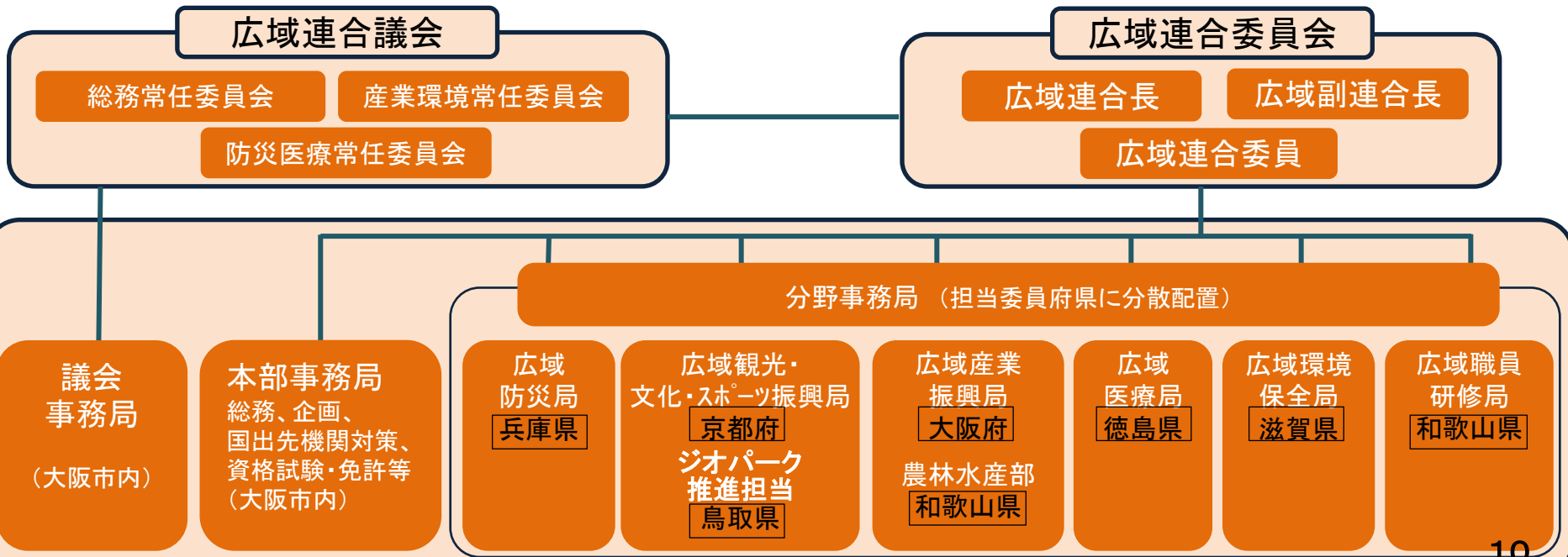
広域防災	南海トラフ巨大地震対策、災害発生時の広域応援体制の強化 等
広域観光・文化・スポーツ振興	海外観光プロモーションの実施、広域スポーツ大会の招致及び開催支援、山陰海岸ジオパーク活動の推進 等
広域産業振興	イノベーション創出環境・機能の強化、産学官による高度人材の確保・育成
広域医療	広域的なドクターヘリの配置・運航、救急医療人材等の育成 等
広域環境保全	温室効果ガス削減のための広域取組、府県を越えた鳥獣保護管理の取組 等
資格試験・免許等	調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付
広域職員研修	政策形成能力研修、団体連携型研修の実施 等
企画調整	国からの事務権限の移譲、関西全体の広域インフラの検討、エネルギー対策 等

(参考) 関西広域連合の概要

(2) 組織体制

○ 簡素で効率的な運営を基本

- ・ 広域連合委員会…広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針について、「連合委員会」を月1回開催し意思決定
- ・ 広域連合議会…議員(定数36人)は、構成団体の議会議員から選挙
- ・ 分野事務局…各府県ごとに分野事務を分担する「業務首都制」を採用。各知事が「担当委員」として執行責任を負う
- ・ 職員…分野事務局の職員は府縣市職員との兼務を基本とし、本部に駐在する専任職員は最小限に



(参考) 関西広域連合の概要

(3) 広域環境保全局の取組

『再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進』

- 再生可能エネルギーの導入促進
- 住民・事業者啓発
- 関西スタイルのエコポイント事業
- 電気自動車の普及促進



『自然共生型社会づくりの推進』

- 関西地域カワウ広域保護管理計画の推進
- ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進
- 生物多様性に関する情報の共有および流域での取組による生態系サービスの維持・向上



『循環型社会づくりの推進』

- 3R等の統一取組の展開



『環境人材育成の推進』

- 人材育成施策の広域展開
- 民の力が活きる関西の人育て・まちづくり情報の広域活用

